

## 身体障害者手帳および療育手帳の再認定(再判定)の再延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、不要不急の外出や診断書の取得のみを目的とした医療機関等への受診を避けるため、令和2年3月1日～令和3年2月28日の間に身体障害者手帳および療育手帳の再認定(再判定)を迎える方については、その時期を1年間延長する取扱いが実施されているところです。

この度、現下の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、上記期間を令和2年3月1日～令和4年3月31日に拡大し、延長期間を2年間とします。

【例：令和3年3月に再認定(再判定)と手帳に記載されている場合→令和5年3月】

※精神障害者保健福祉手帳については、緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関に通院する必要がある場合を除き、再延長の対象外です。

なお、この延長は対象者に自動的に適用されますので、手続き等は必要ありません。

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係(内線272・273)

## 令和3年度放課後児童クラブ登録児童の募集

町では、保護者が仕事などにより児童を日中保育できない家庭を対象として学校授業終了後に安全適切な遊び場を与え、児童の健全育成を図る「放課後児童クラブ」を開設しています。

ご利用にあたっては事前に申し込み(登録)が必要です。詳しくは下記へお問い合わせください。

利用定員	40名(小平地区…20名 鬼鹿地区…20名)
対象児童	小学校に就学している児童(特に低学年児童)
場 所	小平地区 文化交流センター内 鬼鹿地区 旧鬼鹿小学校内
開設時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平日(月～金)…児童の下校時～17時30分</li> <li>学校休業日(長期・振替等)…8時30分～17時30分</li> </ul> ※土・日曜日・祝祭日、年未年始(12月30日～1月5日)、各地区祭典本祭日、お盆(8月13日～8月16日)、悪天候および流行性疾患による学校の臨時休校日はお休みします。
負担金	月額3,000円(町民税非課税世帯は1,500円、生活保護世帯は免除) 月の利用が15日未満の場合は日割り計算となります。

◎申し込み・問い合わせ先 保健福祉課福祉係(内線273)

## 小平町高齢者グループハウス「やすらぎ荘」、「はまなす荘」の入居者を募集しています

\*入居資格 小平町に住所を有するおおむね65歳以上で、介護保険法に基づく要介護認定申請において「自立等」と判定された一人暮らしの方および夫婦のみの世帯で、別に定める要件を満たす方。

やすらぎ荘	■所在地	小平町字小平町377番地の2	はまなす荘	■所在地	小平町字鬼鹿港町287番地の1
	■募集室数	1室		■募集室数	2室
	■使用料	居室使用料(月額)11,300円 共有室使用料 1人入居の場合：月額2,000円 2人入居の場合：月額4,000円		■使用料	居室使用料(月額)10,100円 共有室使用料 1人入居の場合：月額2,000円 2人入居の場合：月額4,000円

※居室における光熱水費(電気料・上下水道料)は、各室ごとの自費負担となります。

※お申し込みが募集室数を超えた際は抽選となる場合がございますので、予めご了承ください。

◎申し込み・問い合わせ先

保健福祉課福祉係(内線272)もしくは鬼鹿支所(☎57-1111)・達布支所(☎58-1111)